

解体した跡地の測量や売却にかかった費用を支援します！

能登半島地震・奥能登豪雨で解体した土地の管理や処分に困っていませんか？
その土地を有効活用したい方がいるかもしれません。

意外と売れるかも？

売地

草刈りが大変！
放っておくとお隣さんに
迷惑がかかるかも!?



対象

能登12市町にあり、
半壊以上で解体・売却した土地

申請方法

裏面に記載した書類を添えて、
土地がある市町に申請

補助金

★仲介手数料：最大12万5千円 補助率1/2

★土地測量費：最大18万円 補助率1/2

※土地測量費のみの支援は行わず、
仲介手数料の加算として取り扱います。

申請先

(担当課)

市町名	担当課	市町名	担当課	市町名	担当課
七尾市	都市建築課	かほく市	防災環境対策課	宝達志水町	総務課兼復興推進室
輪島市	まちづくり推進課	津幡町	総務課	中能登町	企画情報課
珠洲市	企画財政課	内灘町	復興まちづくり推進課	穴水町	観光交流課
羽咋市	まちづくり課	志賀町	まち整備課	能登町	復興推進課

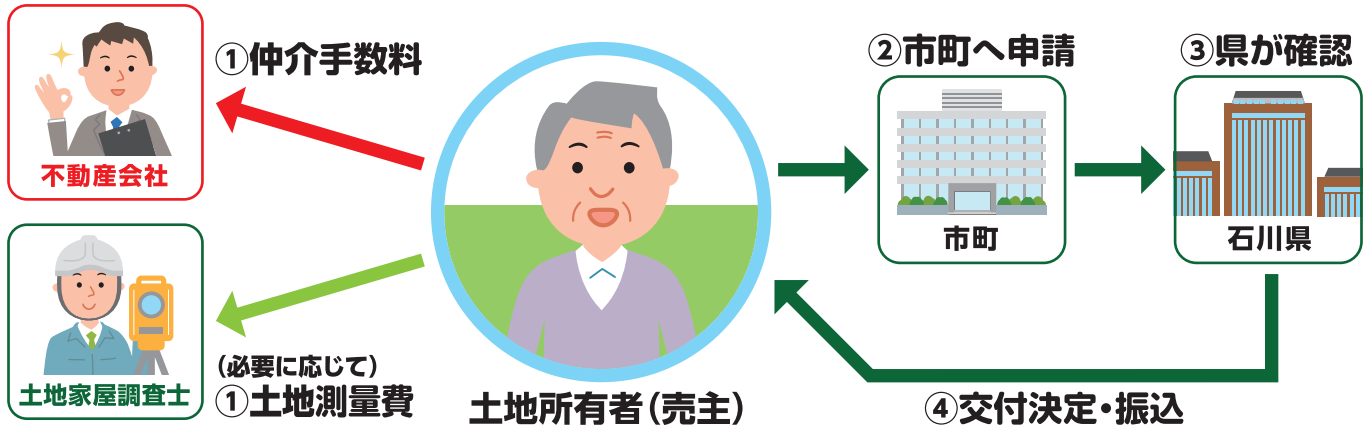
制度に関する
問い合わせ先

石川県能登半島地震復旧・復興推進部生活再建支援課

076-225-1988 < 平日 9:00~17:00 >

申請の流れ

所有権移転後に土地の売主が申請を行います。



申請に必要な書類

申請書に以下の書類を添えて申請してください。申請書は市町か県ホームページからダウンロードできます。

- 1 市町長が発行するり災証明書の写し又はこれに準ずる書類
- 2 解体証明書の写し又は滅失登記完了通知の写しなど解体したことがわかる書類
- 3 所有権移転後の土地の登記事項証明書の写し
- 4 領収書の写しなど補助対象経費を支払ったことがわかる書類 (内訳がわかるもの)
- 5 <土地の測量を行った場合> 地積測量図の写し (登記官の認証があるもの)
- 6 <申請を代表者に委任する場合> 委任状



※土地の所有者が複数いる場合は、委任状で代表者に委任できます。
※土地測量費は土地家屋調査士に依頼し、地積更正登記を行った場合に対象となります。

よくある質問(Q&A)

Q どんな跡地でもいいの？

A 半壊以上であれば、住宅や工場など建物の種類は問いませんが、解体が条件です。建物が残っている場合は対象になりません。



Q 隣接する土地も対象になるの？

A 一体的に利用されていた土地であれば対象です。
※道路を挟むなど、明らかに一体利用されていない土地は対象外です。



Q いつから対象になるの？

A 令和8年4月1日以降に売却や現地測量したものが対象です。



Q 土地の売却はどこに相談すればいいの？

A 最寄りの不動産会社にご相談ください。不動産の一括査定サイトを活用いただくと便利です。



お気軽にご相談ください!

制度の詳細はこちら▼

石川県 被災宅地流通



制度の詳細は下の二次元コードへ!

